

平成14年(ワ)第19276号 平成15年(ワ)第6732号 損害賠償請求事件  
 原告 シャムスリ外8396名  
 被告 国外3名

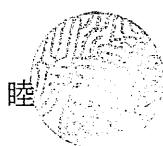
## 報告書

2004年3月12日

東京地方裁判所第49民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 沙々木



当職は、平成15年9月11日、東京弁護士会館において、ムアラ・タクス村第1地区のロハナ氏から下記のとおり聴取した。

言己

### 1 身上関係

私の名前はロハナといいます。生年月日は1964年3月1日で、現在、インドネシア共和国のカンパル県ティガブ拉斯・コト・カンパル郡ムアラ・タクス村第1地区に住んでいます。

家族は、私のほか子供4人がいます。子供は20歳の男子、19歳の女子、17歳の男子、15歳の女子という構成です。夫は1998年に死亡しました。私たちの家族はコトパンジャンダム建設によって移転を余儀なくされました。

私は本件訴訟の原告になっています。

### 2 移転と補償金

移転の話を初めて聞いた時期ははっきりとは覚えていませんが、話を聞いてから移転まではそう長くはありませんでした。

移転前に私たち家族が所有していた資産としては、5ヘクタールのゴム園と、10ヘクタールのその他の農地、並びに住居がありましたが、移転に際してこれらの対価として受け取った補償金はわずか1200万ルピアでした。この補償金は小切手で受け取り、これを銀行で現金化し、その後まもなく新しい土地に移転したわけですが、1200万ルピアという金額はどう考えても少ないと言わざるを得ません。なぜなら、移転の1年

前に新築した住居の建築費用が 1500 万ルピアもかかっていたからです。住宅だけではなく、合計 15 ヘクタールの農地や屋敷地を含めて、住宅建築費用より 300 万ルピアも少ない補償金しか支払われないのは、到底適正とは考えられません。

今は亡き夫も、常々補償金の少なさを嘆いていましたが、政府に抵抗したところで補償金が上がるとも考えられなかったので、私たちとしてはあてがわれた補償金をなくなく受け取るよりほかありませんでした。

### 3 移転前の生活

問題は補償金だけではありませんでした。移転後の生活水準は、移転前と比べて、比較にならないくらい低下したのです。

まず、収入面ですが、移転前は 1kg 当たり 1000 ルピアのゴムが 1 日に 15kg 採取することができました。つまり 1 日当たり 1 万 5000 ルピアのゴムによる収入があったわけです。

また、果物でいえばドリアンの木を 50 本所有していたのですが、1 回の収穫毎に 1 本当たり約 200 個の果実を収穫できました。したがって、1 回の収穫毎に 1 万個のドリアンを収穫できました。ドリアン 1 個は 300 ルピアで売されました。また、ドリアンは年に 2 回収穫できました。ですから、ドリアンで年間約 600 万ルピアの収入になりました。マンゴの木も 30 本所有しており、これによって年間 135 万ルピアの収入が得られていました。このほかにも、ドゥクの木やジェンコルの木からもそれぞれ年間 300 万ルピア、450 万ルピアの収入を得ており、ほかにも落花生、パインアップル、バナナ、ヤシ、オレンジ等の収穫から収入が得られていました。

漁獲量としても、1 日当たり 10kg の漁獲があり、1kg 当たり 1500 ルピアなので、漁に行けば 1 日約 1 万 5000 ルピアの収入になっていました。

これらの収入から私たちは子供を学校に通わせることもできましたし、生活に困ることはませんでした。

生活のための水は、移転前は、カンバルカナウ川で飲料水を含めた水を十分確保できていました。住居からカンバルカナウ川まではわずか 500 メートルの距離でしたが、それでも同じ村の中では遠い方でした。

### 4 移転後の生活

それが移転後は、移転前のような広く肥沃な農地がなく、生活は非常に苦しくなりました。移転先に用意された耕作地は 0.4 ヘクタールしかなく、土壌はやせています。そのため野菜やオレンジ等の収穫がまったくあがりません。政府から与えられたゴム園にはゴムの木が 1 本も植わっておらず、今なおゴム収入は得られていません。

漁獲にしても、移転後 1 か月くらいの間は元の村で魚を捕っていましたが、その後移

転地近くのカンバルカナウ川で魚を捕っていました。しかし、漁獲場所がダム建設により水没してしまってからは、ダム湖で魚を捕るよりほかありませんでした。移転前は1日10kgあった漁獲量が、今は1日当たりせいぜい1kgしか捕れなくなりました。

このような著しい収入減のために、私は生活費を稼ぐために農業労働者として日給1万ルピアの賃金で働いていますが、どうしても生活費が不足する場合があり、そんなときは人から借金をして何とかやりくりをしています。

また収入が激減したため、学費が確保できず、上の子2人を中学校へ進学させてやることができませんでした。3番目の子供は小学校5年のときに学費滞納のために退学に追い込まれました。

さらに、水の問題も深刻です。雨期は井戸から水を汲んでいますが、井戸水は濁っていてとても飲料水として利用できる水質ではありません。しかしながら、それしか水がないために我慢してこの濁った水を飲んでいます。乾季は井戸水が枯れるため、2km離れているム阿拉タスク寺院のそばの貯水池までわざわざ歩いて水を汲みに行くほかりません。

また伝統文化の面でも影響が出ています。例えば移転前は伝統的な音楽で結婚披露宴を行っておりましたが、今はそのようなこともなくなりました。また、村で何かを決める際には、移転前であればニニック・ママと慣習法メンバーとの間の話し合いがなされていましたが、今ではそのようなこともなくなってしまいました。

## 5 夫の死亡

これらの急激な環境の変化が災いして、私の夫は移転後の1998年に亡くなりました。突然頭痛を訴え、横になってしばらくするとそのまま死んでしまいました。主人はそれまで病気にかかっていたこともなく、前記のとおりのあらゆる面における生活環境の悪化がストレスとなり、死を招いたのだと思っています。主人が亡くなつて一層生活が苦しくなつたことは言うまでもありません。

## 6 このようにコトパンジャンダムが私たち家族に与えた悪い影響ははかり知れません。

私は、子供たちが通学できるようにすること、少ない補償金を上乗せして適正な補償をすることなどを求めたいと思います。

以上